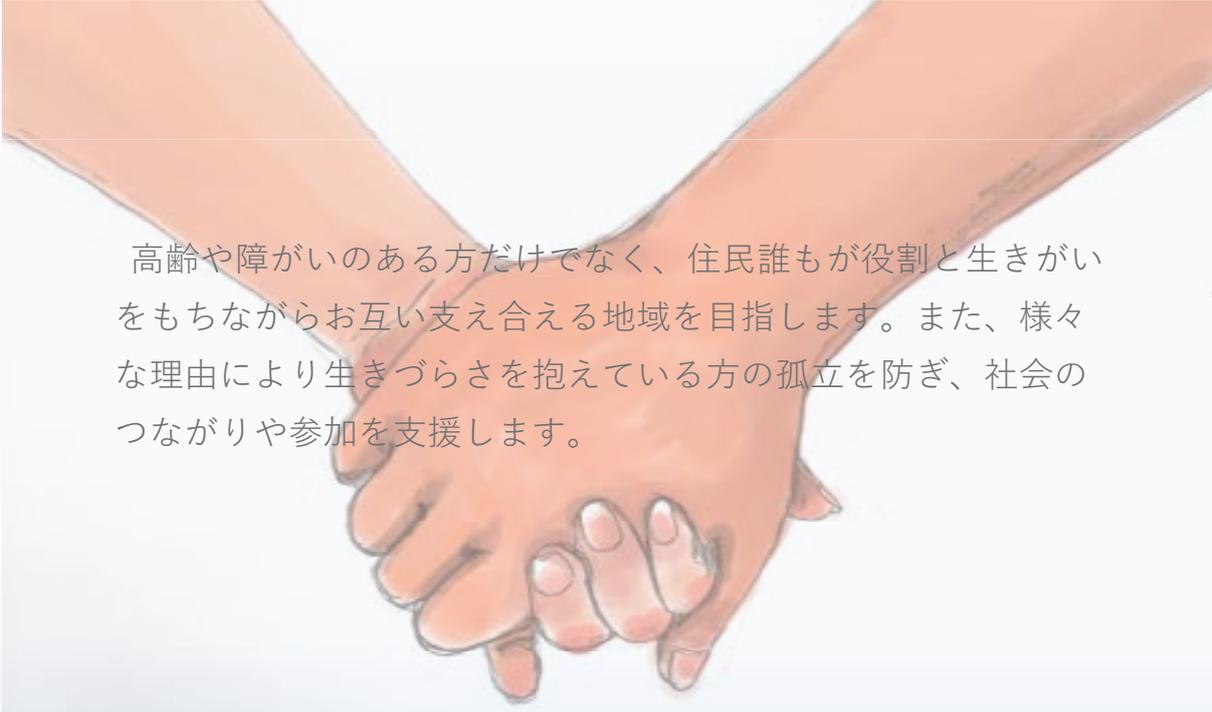


寄付・賛助会員加入をされた方 寄付・賛助会員加入をお考えのみなさまへ

～ 税制上の優遇措置について ～



高齢や障がいのある方だけでなく、住民誰もが役割と生きがいを持ちながらお互い支え合える地域を目指します。また、様々な理由により生きづらさを抱えている方の孤立を防ぎ、社会のつながりや参加を支援します。

令和3年から海老名市社会福祉協議会は、税額控除対象の法人として認定を受けました。これは、福祉活動を推進する民間非営利組織として、広くみなさまから支持を受け活動をしてきた実績が認められたことによります。

地域の幸せのためにいただく善意は、税制優遇という形で応えさせていただきます。ぜひこの制度をご活用ください。

(詳しくは裏面をご覧ください)

個人の方

所得税控除

所得税の控除は、①税額控除制度と②所得控除制度の2つがあり、確定申告の際にお選び頂けます。

①税額控除制度 $(\text{寄附金額}-2000\text{円}) \times 40\% = \text{「所得税額」}$ から控除
※控除の対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が限度です。
※所得税控除額は、その年の所得税額の25%が限度です。

②所得控除制度 $\text{寄附金額}-2000\text{円} = \text{所得税率をかける前の「所得金額」}$ から控除
 $(\text{所得金額}-\text{所得控除額}) \times \text{税率} = \text{税額}$
※所得控除の対象となる寄付金額は総所得金額等の40%が限度です。

住民税控除

翌年1月1日にお住まいの住所が、神奈川県民の方は翌年度の個人住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

政令指定都市以外の場合 県 $(\text{寄附金額}-2000\text{円}) \times 4\% = \text{税額から控除}$
→ 海老名市の場合 市 $(\text{寄附金額}-2000\text{円}) \times 6\% = \text{税額から控除}$

政令指定都市の場合 県 $(\text{寄附金額}-2000\text{円}) \times 2\% = \text{税額から控除}$
市 $(\text{寄附金額}-2000\text{円}) \times 8\% = \text{税額から控除}$

所得税控除を受けるための確定申告を行う方は、自動的に住民税の寄附金控を受けることができますが、確定申告をせずに住民税の寄附金控除のみを受ける場合は、自治体へ申告してください。

法人の方

特定公益増進法人に対する寄附金

当会は社会福祉法人であり、法人税法上の特定公益増進法人に該当します。
A. B. のいずれか少ない金額を損金の額に算入することができます。

A. 当会に対する会員会費・寄附金の額

B. 特別損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

会員会費・寄附金のうち損金の額に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めて、別途損金算入限度額の計算を行うことができます。